

回転翼航空機における模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明の实地試験について

航空局安全部運航安全課長

航空法施行規則第46条の2の規定により回転翼航空機に係る实地試験の全部を模擬飛行装置で行う場合について、次のとおり定める。

模擬飛行装置の使用による回転翼航空機に係る实地試験の全部の実施を認める課程又はコース（以下「課程等」という。）は、下記の要件に合致するものとして運航安全課長が認めた課程等とする。

記

1. 課程等及び实地試験で使用できる模擬飛行装置

航空法施行規則第238条の2の規定に基づき国土交通大臣からレベルC又はレベルDの認定を受けている模擬飛行装置であって、運航安全課長がその使用を認めたものであること。

2. 課程等の承認手続

2. 1 対象とする課程等

対象とする課程等は、航空運送事業者、航空運送事業者からの委託により訓練の一部を行う事業者、指定航空従事者養成施設又は航空機製造会社（ただし、ICAO締約国等が承認したATO（APPROVED TRAINING ORGANISATIONS）に限る。）に認められた訓練施設の管理者が定める次の課程等とする。

- ① 定期運送用操縦士の技能証明の限定変更
- ② 事業用操縦士の技能証明の限定変更

2. 2 課程等の申請

承認を受けようとする者は、課程等について、教育訓練の実施者（訓練を委託する場合は、委託先を含む。）、訓練生の入所要件、内容及び方法、教官の要件、使用する模擬飛行装置等を記載した書類を運航安全課長に提出すること。

なお、承認を受けた後、承認を受けた内容を変更する場合についても同様とする。ただし、変更の内容が軽微な場合は届け出とすることができる。

2. 3 承認の基準

承認の基準は以下のとおりとする。

- ① 模擬飛行装置における教官席の操作要領等が適切であること。
- ② 6名以上の当該課程等の修了者について、模擬飛行装置による实地試験の合格率（1回で合格したものに限り。）が80%以上であること。この場合において、やむを得ない理由により模擬飛行装置による实地試験を受験できなかった者については、計算の基礎となる当該課程等の修了者には含まない。

2. 4 承認をすることができない場合の措置

2. 3の実地試験において、要件を満足しない場合であっても、改善の見込みがあると判断されるときは、同課程等の以降の訓練修了者について再度実地試験を行い、合格者数の確認を行うことができるものとする。

3. 教育訓練の適切性の確保

2.により承認を受けようとする課程等又は承認を受けた課程等については、次のとおり必要に応じて調査を行い、所要の措置を講ずるよう指示することができることとする。

また、承認を受けた課程等について、2. 3の基準を満たさなくなると認められたときには当該承認の取り消しを行う。

3. 1 申請内容に係る調査

① 実施時期

2.に基づく申請が行われたとき、2.により承認を受けた課程等の申請内容に変更があったとき、訓練実績が著しく減少したとき、実地試験の合格率が著しく不良なとき、その他首席航空従事者試験官が必要と認めたとき。

② 調査期間

当該課程等の訓練期間のうち首席航空従事者試験官が必要と認める期間。

③ 調査方法

航空従事者試験官等に当該課程等を受講又はオブザーブさせること等により行う。

4. 実地試験の受験者

2.に基づく承認を受けた課程等を修了し、実地試験を受験する者は、回転翼航空機に係る定期運送用操縦士の技能証明又は事業用操縦士の技能証明を有し、次のいずれかの要件を満足する者であること。

4. 1 技能証明の等級限定変更実地試験の場合

① 回転翼航空機（自衛隊に配属されている回転翼航空機を含む。）に係る飛行時間（機長又は機長以外の操縦者としての乗務時間（操縦席以外において乗務した時間を除く。））が1000時間以上であること。

② 操縦士実地試験実施基準（平成10年空乗第2038号）1－5に規定された受験者の技能の確認を行う者が、受験者が当該等級機における各種離陸及び着陸（垂直離着陸を除く。）の技能を有することを実機により確認していること。

③ 自衛隊での機長としての操縦経験を有する者であって当該等級相当の機種の機長としての操縦業務に係る防衛省資格を有していることを自衛隊において作成している飛行記録等により確認できること。

4. 2 技能証明の型式限定変更実地試験の場合

① 回転翼航空機に係るいずれかの型式限定の資格を有していること。

② 回転翼航空機（自衛隊に配属されている回転翼航空機を含む。）に係る飛行時間（機長又は機長以外の操縦者としての乗務時間（操縦席以外において乗務した時間を除く。））が1000時間以上であること。

③ 操縦士実地試験実施基準（平成10年空乗第2038号）1－5に規定された受験者の技能の確認を行う者が、受験者が当該型式機における各種離陸及び着陸（垂直離着陸を除く。）の技能を有することを実機により確認していること。

④ 自衛隊での機長としての操縦経験を有する者であって回転翼航空機耐空類別T A級又はT B級相当の機種の機長としての操縦業務に係る防衛省資格を有していることを自衛隊において作成している飛行記録等により確認できること。

5. その他

実地試験の実施方法は、操縦士実地試験実施基準（平成10年空乗第2038号）及び操縦士実地試験実施細則（平成11年空乗第2015号）によるものとする。

附 則（令和4年1月18日国空航第2383号）

本通達は、令和4年1月18日から施行する。